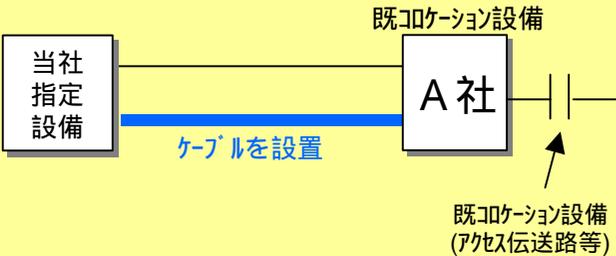
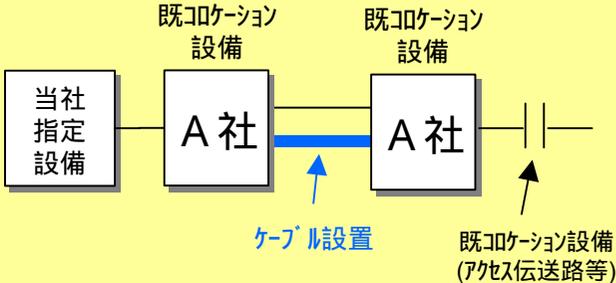


# ケーブルに関するコロケーション手続きについて

ケーブルを当社の通信用建物内にコロケーションする場合の手続きは以下のとおりです。

設置する形態	設置手続き等
<p>形態1 当社指定設備との相互接続を目的に設備(キャビネット等)とあわせてケーブルを設置する場合</p>	 <p>【手続き】 接続約款第10条の3に基づく、相互接続点調査</p> <p>【手続きの額】 接続約款第2表第2手続費2-1 (21)相互接続点調査費ア を適用します。</p>
<p>形態2 当社指定設備との相互接続を目的に既にコロケーションしている設備から、新たにケーブルを設置する場合</p>	 <p>【手続き】 接続約款第10条の3に基づく、相互接続点調査</p> <p>【手続きの額】 接続約款第2表第2手続費2-1 (21)相互接続点調査費イ を適用します。</p>
<p>形態3 当社指定設備との相互接続を目的に既にコロケーションしている設備間にケーブルを設置する場合</p>	 <p>【手続き】 接続約款第10条の3に基づく、相互接続点調査</p> <p>【手続きの額】 接続約款第2表第2手続費2-1 (21)相互接続点調査費イ を適用します。</p>

— 新たにコロケーションする設備、ケーブル

— 相互接続点